

住民異動届時における本人確認について

川棚町では、平成17年10月1日から第三者によるなりすまし(虚偽)の届出を未然に防止するために、窓口において、住民異動(転入・転居・転出・世帯主変更)届出に來られた方の本人確認を行わせていただきます。届出の際には、本人確認書類(下表参照)をお持ちください。

皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

本人確認のために、窓口で提示していただく書類等

官公署が発行し、 本人の写真が添付 されているもの	運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、その他これらと同等の書類
その他町長が適当 と認める書類	健康保険の被保険者証、各種年金証書(手帳)、恩給証書、介護保険被保険者証、写真のある社員証及び学生証、その他これらと同等の書類

！注意事項

- ・ 本人確認ができない場合であっても、届出を妨げるものではありません。この場合には、届出の当事者ご本人宛に、届出があったことを後日郵便でお知らせいたします。